

【史料紹介】旧越前福井藩主松平家の家と「一族」

久保正明

はじめに

明治四年（一八七〇）七月、いわゆる廃藩置県の詔が発せられた。これにより全国の藩とともに藩知事も廃止され、彼らは漸次東京に移住して行くことになった。当時越前福井藩知事であった松平茂昭（一八三六―一八九〇）も廃藩後の九月に上京し十一月には居を濱町蠣殻町（現東京都中央区日本橋）に構えた¹。その後、家政機構も整備され、茂昭とその家族を核とする旧越前福井藩主松平家（以下、越前松平家と記す）が成立していったのである。

明治十七年七月に華族令が制定されたことにより茂昭は伯爵に叙せられた。二十一年一月に養父慶永（春嶽）の勲功により茂昭が侯爵に陞爵するとこの家は特に「松平侯爵家」とも呼ばれるようになる。二十三年六月に慶永が、翌月に茂昭が相次いで死去すると、跡を茂昭の実子の康荘（一八六七―一九三〇）が襲い、昭和五年（一九三〇）

に康荘が亡くなると康荘の子の康昌（一八九三―一九五七）が侯爵家を継ぐことになる。

また慶永の実子である慶民（一八八二―一九四八）は明治三十九年に父慶永の勲功によつて特に子爵に叙せられ、越前松平家の分家となる新たな一家を興した。

一方、いわゆる「越前家」と称される八家（福井・津山・松江・明石・前橋・糸魚川・広瀬・母里）は右大臣岩倉具視の構想による「部長局―宗族制」の影響もあり、少なくとも慶永の存命中は「一族」として結束を固めていた。

小論では以上のような越前松平家の家とその「一族」にかかわる史料三点を紹介する。

一 旧越前福井藩主松平家

【史料一】 松平家々務章程並諸規則録（福井県立図書館寄託「松平文庫」、分類番号五八四、仮四一六）

〔表紙〕

松平家々務章程并諸規則録

松平家々務章程

戸主

第一条

一 華族一般ノ勅諭ヲ遵奉シ其本分ヲ尽ス事

第二条

一 宗家徳川氏ヲ尊敬シテ輔翼スヘシ、随テ一族ヲ輯睦シ家政ノ要用ニ関スル大事件ハ協議スヘキ事

第三条

一 家令以下ヲ統率シ一家ノ事務ヲ総判スル事

第四条

一 官令公達ヲ会得シ公務ノ支障ナカラシムル事

第五条

一 歳時ノ祭典ヲ挙行シ先塋ノ保護ヲ為ス事

第六条

一 毎日午前家務所ニ臨席シ家務議決捺印シテ家令ニ付スル事

第七条

一 歳入ヲ予算シ歳出ノ額ヲ定メ及月々精算簿ニ捺印シ家令ニ付スル事

第八条

一 定規ニアラサル支出拾円以上ノ分ハ専行セス、家令ニ商議ヲ遂ル事

第九条

一 諸会社ヘ加入シ又ハ金銀貸借ノ約定ヲ致サ、ル事

第十条

一 重要ノ事件又ハ議定シ難キ事件ハ依頼人ニ商議ヲ經テ処分スル事

家令

第一条

一 戸主ヲ輔翼シ戸主ノ指示ヲ受ケ内外一切ノ事務ヲ担当シ戸主事故アル時ハ代理スル事

第二条

一 各事務ヲ監督シ諸員ノ能否ヲ具状スル事

第三条

一 定規アル事件ハ遵奉履行シ定規ナキ事件ハ考案ヲ具シ決ヲ請フ事

第四条

一 官令ヲ了知シ華族ノ義務ヲ解得シ欠漏ナカラシムル事

第五條

一 定規ノ祭典ヲ奉行シ且先塲保護ノ処置ヲ為ス事

第六條

一 重器典籍ヲ保存シ乾爆検査取締ヲ為ス事

第七條

一 歳入ヲ予算シ經費ヲ予定シ準備金ヲ保存スル事

第八條

一 月給其他既定ノ仕払ヲ為ス事

第九條

一 毎月詳明ナル出納表物品受払等ノ諸表ヲ領収シ検査調印ノ上稟呈スル事

第十條

一 定規アル支出一廉拾円以下ハ専行スヘキ、拾円以上廉ハ総テ稟呈ヲ經テ執行スル事

第十一條

一 公務及交際ノ義務ニ関スルモノ或ハ旧領地ニ対シ定規ナキ百円以上ノ支出ヲ要シ又ハ其請求ヲ受ル時ハ予メ之ヲ稟呈シ且倚頼人ニ商議シテ後可否ヲ決スル事

但百円以下タリトモ事柄ニ寄り商議スルコトモアルヘシ

第十二條

一 每半季出納ノ予算表ヲ呈シ決ヲ請ヒ及其決算表ヲ呈スル事
但予算決算表ハ倚頼人ニ示シ其検印ヲ受ル事

第十三條

一 金銀貸借諸会社加入等ハ一切禁スル事

但特別旧故アリ又ハ特別懇親ノ人ヨリ余義ナキ事故アリ一時繰替等ノ依頼ヲ受ル時ハ、稟呈ヲ經倚頼人ニ商議シ、然ル後公債証書古金銀ノ類確實ナル抵当ヲ預リ定期貸渡ス事モアルヘシ

家扶

令アレハ扶ヲ置カス、適宜置クコトモアルヘシ

一 掌家令ニ亞ク、家令欠員又ハ事故アル時ハ其事務ヲ代理シ傳役

又ハ各務ヲ兼用スル事

家従

人員適宜之ヲ置ク

一 其掌ヲ分ツ

傳役 (嗣子・庶子)・庶務・会計・雑務・用度・蠣殻邸地支配・

福井在務

傳役 人員ハ家扶徒ニテ置ク事

〔中略〕

庶務

〔中略〕

會計

〔中略〕

雑務

〔中略〕

用度

〔中略〕

蠣殻邸地支配 家従ヨリ専務スル事

〔中略〕

福井在務 人員適宜

〔中略〕

右之通明治十六年八月一日改正履行スルモノ也

正二位 松平慶永

正四位 松平茂昭

〔後略〕

【解説】

本史料の出典にあたる「松平家々務章程并諸規則録」は「松平家々務章程」とその他の諸規則類からなる。ここでは諸規則類は省略した。家務とは普通「一家の事務」を指すため（『日本国語大辞典』第二版）、「松平家々務章程」とは当時の越前松平家の事務にかかわる取り決めを記したものと見える。

本史料は明治十六年八月一日のものである。これによると越前松平家の事務を担ったのは戸主・家令・家扶・家従であった。家令は戸主を補佐して戸主の指示のもとに家の事務を総括するものとされ、家扶は適宜に置かれることが決められていた。家従は傳役・庶務・会計・雑務・用度・蠣殻邸地支配・福井在務などを分掌するものとされ、傳役あるいはその他の役割を場合によっては家扶が担当

することもあった。一方、濱町蠣殻町の邸宅を管理する蠣殻邸地支配は家従の専務であることが明記されている。

本史料で特筆すべきは戸主の第一条と二条であろう。第一条の「華族一般ノ勅諭」には明治四年十月と明治八年十月にそれぞれ下された勅諭と勅語が含まれることは間違いない。前者で華族は「国民中貴重ノ地位」に位置づけられ、それにふさわしい役割を果たすことを天皇から命じられた^②。また後者で華族は天皇から明治七年六月に創立集会を開いた華族会館の活動に従事して皇室（天皇）に尽くすことを義務づけられていた^③。

一方、第二条の「一族」は「越前家」の八家を指す。第二条には徳川宗家への忠誠と「一族」の和合、家政について「一族」で協議することなどが示されている。

筆者は現時点までの調査で「松平家々務章程」に類するものとして以下の三点を確認している。

- ①家務局章程（福井市立郷土歴史博物館寄託「越葵文庫」所収「家譜 茂昭公」二四一号、明治十年十二月三十日条^④。なおこれと同じものが「表家務日誌 明治九・十・十一年」（福井県立図書館寄託「松平文庫」、分類番号五八九、仮九九三）にも見られる。
- ②松平家職務章程（福井市立郷土歴史博物館寄託「越葵文庫」所収「家譜 茂昭公」二五二号、明治二十一年九月十五日条。当該章程には末尾に「明治二十一年七月」とあるが日付は欠く。
- ③松平侯爵家々務章程（福井県立図書館寄託「松平文庫」所収

「大正十一年改正 松平侯爵家々務章程・松平試農場規程」、
分類番号一六二九、仮一〇〇六。

①は現在確認できている廃藩後の最初の規程である。冒頭に「明治十一年一月一日ヨリ左ノ章程ヲ履行シテ遵守スヘシ」とあり、以下、戸主・家令・家扶・家従の職務権限が記載されている。ただし【史料一】の第一条や二条にあたる文言は見当たらない。

②は後述する「松平家範」の制定に伴って生じた章程の齟齬をはじめ、諸々の状況を勘案して制定されたものと思われる。②は「第一章戸主」「第二章家令」「第三章家扶家従」の全三章からなり、家従が家令の指揮の下に分掌するものとして庶務掛・傳役・会計掛・雑務掛・用度掛・蠣殻町差配人・福井事務所勤務付巢鴨邸差配人があげられている。

③は「大正十一年改正 松平侯爵家々務章程・松平試農場規程」として「松平試農場規程」と併記されたものである。松平試農場とは明治二十六年五月から二十七年にかけて旧福井城趾のうち五町二反八畝七歩を開拓して開かれたものを指す⁵⁾。

そして③の「松平侯爵家々務章程」は「第一章総則」「第二章特別相談会」「第三章職員及雇員」「第四章職務権限」「第五章懲罰」「第六章家務分科」などの全十二章からなる。戸主が侯爵、家令・家扶・家従が職員あるいは雇員とこれまでと呼称が変化しており、特に懲罰規定が設けられていることもこれまでの家務章程には見られなかったものである。

【史料二】松平家範（福井市立郷土歴史博物館寄託「越葵文庫」所収「家譜 茂昭公」二五一号）

今般別冊之通り家範ヲ固定シ従前^{（マ）}の家務章程ヲ改正増補ス、仍テ此旨可致確守候也

但家範第四章第十五条ノ計算簿記ハ本年後半季七月ヨリ右ニ改正候事

明治二十一年九月十五日

松平家範

第一章 綱領

第一条 尊王愛国ノ衷情ヲ表シ華族ノ本分ヲ尽スヘキ事

第二条 徳川宗家ノ厚恩ヲ永世毫モ不忘シテ尊敬スヘシ、一族ノ和

親ヲ最モ厚クスヘキ事

第三条 一家各自互ニ相警メ節儉相勤和合以テ家ヲ齊ヘ上聖恩ノ渥

キニ酬ヒ下ハ祖宗ノ祭祀ヲ不怠能家範ヲ堅ク可遵守事

第四条 祖先ヨリ伝与ヲ受ケタル一家財産ハ戸主ノ所有ナレトモ其

身一己ノ私有ニアラス、イカントナレハ此資産ハ子々孫々ニ伝

与スルカ故ニ保護管督ノ義務アルモノトシ、此目的ヲ以テ節儉

ヲ勤メ申ヘキ事

第五条 家督相続人ハ嫡男トス、若男子ナキ時ハ華族令ニ拠ルヘキ

ハ勿論、宗家及一族会議員、特別相談人ノ協議ヲ以相続人ヲ確

定スヘキ事

第六条 世襲財産ハ動カスヘカラサルモノトス、故ニ男子ノ養子女

子ノ縁組其他ハ積立金又ハ戸主父兄自ラ勤儉貯蓄シタル資産ヲ以テ支弁スヘキ事

第二章 特別相談人

第七条 特別相談人ハ式人ヨリ少ナカラス三人ヨリ多カラサル人員ヲ以テ之ニ充ツ

第八条 特別相談人ハ戸主之ヲ選択シ協議ヲ經テ倚頼スルモノトス、此相談人ハ品行正ク着実練達スルモノトス

第九条 重大ノ事件ニシテ協議ヲ要スル時ハ戸主ヨリ特別相談人、家令扶招呼シ會議スヘシ

第十条 重大ノ事件ニシテ會議ヲ要スル如左

第一項 第五条、第六条

第二項 縁談及退隠分家分産ニ関スル事件

第三項 家令・家扶ノ選定及令扶ノ給料増減改正、家従准此

例

第四項 會計規則外ノ支出ヲ要シ又ハ運転ノ要用アル場合

第十一条 特別相談人ハ月々前月間ノ収支ヲ査シ一月七月二ハ前半

季ノ収支決算ヲ檢シ後半季ノ予算ヲ議定スヘシ、至急ヲ要スル件ハ臨時會議ヲ開クヘシ

第三章 家令扶従ノ事

第十二条 家令・家扶ハ戸主コレヲ選ミ特別相談人ノ協議ヲ經テ採用スヘシ、家従ハ家令扶之ヲ選ミ戸主ノ指揮ヲ受クヘシ

第十三条 家令扶従ノ役員如左

家令一人

家扶一人 令アレハ都合ニヨリ置カス
家従

第十四条 戸主并家令扶従ノ権限職ハ別ニ章程ヲ以テ定ム

第四章 家産并會計ノ事

第十五条 家産ノ種類ヲ頒テ六種トス

第一種 世襲財産

第二種 伝來重器

第三種 地処家屋

第四種 積立金

第五種 準備金

第六種 年額金

但各詳明目録及計算簿記ヲ具スル事

外ニ別儲預リ金

明細簿記ヲ具スル事

〔中略〕

第十七条 金錢貸借及他ノ保証等ハ嚴ニ之レヲ禁ス

但非常貸借ヲ要スルトキハ特別相談人協議ノ上処分スヘシ
右家範ノ条々永世子々孫々可致確守者也

明治廿一年九月十五日 従一位勲二等源慶永 御印

右家範ノ条々逐一拝諾誓テ確守可仕候、仍テ記名捺印致シ候也
明治廿一年九月十五日 松平茂昭 御印

【解説】

『越前松平家家譜慶永5』（福井県文書館、二〇一一年）の明治九年九月十五日条によると「松平家範」は旧臣の村田氏寿が起草して慶永が添削したものとされる。

家範（あるいは家憲）とは家訓とほぼ同義で家族や子孫の遵守すべきおきて、あるいは一家のおきてを指す。「松平家範」は「綱領」特別相談人「家令扶従ノ事」「家産并会計ノ事」の全四章十七条からなり、戸主や家令・家扶・家従の具体的な職務権限については前述した【史料一】の②「松平家職務章程」に示されている。

本史料でもまず目を引くのは第一条と二条である。これはもともと【史料一】の「松平家々務章程」の第一条と二条に掲載されていたものが、越前松平家の最上位の法として「松平家範」が制定されたため、これらはそこに移し、それ以外の細則を「松平家職務章程」として規定したものと理解できる。

さらにこの家範で特筆すべきはこれが実際には慶永から茂昭へと下されていることである。しかも慶永が「従一位勲二等源慶永」と記名しているのに対して茂昭には「侯爵」の肩書きは見えず、単に「松平茂昭」となっていることも両者の上下関係を際立たせている。当時越前松平家の戸主はあくまで茂昭であり慶永は隠居にすぎない。それにもかかわらず、こうした形で上下関係が明白な家範が制定されていることは同家の性格を理解する上で重要であろう。

この家範から慶永が戸主である茂昭、さらには茂昭に続くであろう以降の戸主たちとは異質の、彼らよりも上位の権威として位置づ

けられていることがわかる。当時の越前松平家において慶永の権威が相当に強かったことをこの家範は如実に物語っている。

筆者の現時点での調査では、皇室への忠勤と徳川宗家への忠誠という「松平家範」の注目のうち、前者は多くの家範に見られるが、後者については明治四十三年十一月制定の徳川慶喜家の家範の第二条に「宗家ヲ敬ヒ」とある以外は確認できない⁶⁾。そのことは後述する「越前家」の一つである旧上野前橋藩主松平家（以下、前橋松平家と記す）が明治二十九年六月に制定した家範も同様で、同家の家範には徳川家への忠誠を謳った文言は見当たらない⁷⁾。

また家内部に存在する、戸主ではない権威者が家範を下すという体裁が確認できるのは現在のところ「松平家範」に限られる。これまで確認した家範の多くは戸主が子孫に向けて伝えるという体裁を取っている。

ただ「松平家範」と同時期に制定された旧伊予宇和島藩主伊達家の「伊達家範」⁸⁾はそうした体裁とは異なる。明治二十年（日付は不詳）に制定されたこの家範には伊達宗紀・宗城・宗徳・宗陳の四名四代が署名しているが、当時の当主宗徳が実父の宗紀や養父で先代の宗城、実子で次代の宗陳にそれを下す、あるいは子孫にそれを伝えるといった体裁は見られない。

また慶永と同様に国家への大きな勲功を有する宗城が自ら家範を制定して宗紀・宗徳・宗陳や子孫にこれを下すという形でもない。「伊達家範」から読み取れるのは宗紀を筆頭に宗城・宗徳・宗陳の四名四代の合意によってこの家範が定められたということである。

同じ家範（家憲）でなぜこうした違いが生じているのだろうか。森岡清美氏は家範制定の契機を「急迫した、あるいは慢性的な危機であり、危機の意識化であった」としているが、そうした危機の捉え方は各家で異なるであろう。その相違が家範に反映されたとも考えられるが、いずれにしても「松平家範」制定の状況を明らかにすることは越前松平家を解明する上で重要と思われる。

二 旧越前福井藩主松平家の「一族」

【史料三】一族条約（前橋市立図書館所蔵「松平家記録」所収「日帳 明治九年」、請求記号S〇一〇／松平／三七五）

一族条約

諭旨ニ曰ク一族相親ミ互ニ救助シ祖先ノ余烈ヲ墜ス勿レト、是ヲ以テ我一族弥交誼ヲ懇篤ニシ協同連結以テ家慶ヲ保存センコトヲ図リ、相與ニ議定スル条約左ニ序列ス

〔第一条〕

一族協和、皇室ヲ翼戴シ、勅諭ヲ永遠ニ服膺スヘシ

第二条

家道ヲ整ヘ履行ヲ正クシ徳義ヲ重シ學術ヲ研キ以テ永ク名声ヲ保ツヘシ

第三条

家督・隠居・結婚・離縁・養子・廃嫡等一家ノ重事ハ必ス一族協議ヲ遂ケ挙行スヘシ

第四条

我一族先祖ノ祭祀及春秋二回一族必ス集会スヘシ

第五条

家督相続スル者ナク養子セント欲スル者ハ之ヲ一族又ハ血縁ニ求

ヘシ

第六条

戸主未丁年ニハ後見人、痲疾・不能力者ニハ相談人、一族協議シテ之ヲ定メ或ハ後見人ノ監察ヲ置クコトアルヘシ

第七条

名譽ヲ毀損シ或家事不整ヲ見聞スルトキハ一族協議匡救扶持スヘシ

第八条

居常節儉ヲ守リ已ムヲ得サル事故アリテ歳入ノ半ニ踰ユル金額ヲ借用シ或ハ他家負債ノ証人タラントスルトキハ必ス一族ノ協議ヲ經テ挙行スヘシ、若シ之ニ反シ一族ノ經サル者ハ一族ニ於テ關係ナキモノトス

第九条

一族中長ヲ置キ条約ヲ執行シ或ハ幹事ヲ選ミ事務ヲ管理ス

第十条

祖宗遺伝貴重ノ什器ハ之ヲ保存シ典買貸与スルコトヲ得ス

第十一条

此条約ヲ改定セントスルトキハ再議シテ之ヲ修正シ若クハ付録ヲ
作り変通スヘシ

- 正二位松平慶永〔越前福井〕
- 正四位松平確堂〔美作津山〕
- 正四位松平茂昭〔越前福井〕
- 從四位松平慶憲〔播磨明石〕
- 從四位松平定安〔出雲松江〕
- 從四位松平直克〔上野前橋〕
- 從四位松平康倫〔美作津山〕
- 從四位松平直致〔播磨明石〕
- 從五位松平直春〔越後糸魚川〕
- 從五位松平直巳〔出雲広瀬〕
- 從五位松平直哉〔出雲母里〕
- 從五位松平直静〔越後糸魚川〕
- 從五位松平直応〔出雲松江〕
- 從五位松平直方〔上野前橋〕
- 松平篤郎〔出雲広瀬〕

【解説】

本史料は前橋松平家に伝わった「日帳 明治九年」の十一月
二十四日条に記載のものである。群馬県立文書館には「前橋藩松平
家記録 御日帳（松平直方御家扶日記）」と題された当該史料の複

写物があるが、今回は特に原本から翻刻した。名前が見えるのはそ
れぞれ「越前家」八家に属する華族で、この八家は右大臣岩倉具視
の主導による「部長局―宗族制」のもとで明治十七年まで宗族（類
ともいう）という一つのグループとして公定されていた。

当時華族は宗族を単位に祖先を同じくするとされた華族でまとめ
られていた。時期によって若干異なるが明治十一年の段階で七六の
宗族（類）があり、「越前家」の八家は以下のように徳川家康男の
結城秀康（一五七四―一六〇七）を祖とする家の集まりとして把握さ
れていた。¹⁰

第二十六類

皇別 源朝臣

清和源氏皇子常陸大守貞純親王子鎮守府將軍経基八代義季十六
代太政大臣徳川家康男権中納言秀康裔

- 正四位 松平茂昭
- 從四位 松平定安
- 從四位 松平直致
- 從五位 松平直静
- 從五位 松平直哉
- 從五位 松平直方
- 從五位 松平明丸
- 松平篤郎

岩倉の「部長局―宗族制」のもとではこの集まりは「第二十六類」
である。しかし実体は「越前家」の八家に他ならない。このことか

ら岩倉の「部長局—宗族制」では従来の「一族」や「一門」が制度
化されている場合もあったことがわかる。¹¹⁾

各宗族には長として宗族長が、その補佐として幹事がそれぞれ置
かれていたが、この宗族では宗族長に慶永が就任し幹事を旧美作津
山藩主松平家（以下、津山松平家と記す）の確堂（斉民）が長らく
務めていた。また宗族では「宗族条約」という形で宗族の取り決め
が結ばれたが、本史料がその「第二十六類」の「宗族条約」に当た
る。これは慶永や茂昭の家譜あるいは慶永の日記である「礪川文藻」
などに掲載されていてしかるべきものであるが、どういふわけかそ
れらには記載がなく、筆者も群馬県立文書館の調査によって初めて
確認することができた。

内容はその他の「宗族条約」と大同小異で、「一族」の協和や皇
室の翼戴、勅諭の服膺などの文言の他、一家の重事は「一族」の協
議によること、先祖の祭祀を「一族」で執り行うこと、後見人は「一
族」の協議によって定めることなどは他の「宗族条約」にも見られ
るものである。

慶永を中心とするこの宗族の実態については別の機会に明らかに
したことがあるためここでは触れない。¹²⁾ ただその際に必ずしも十分
に言及できなかった「越前家」（「第二十六類」）各家の家令・家扶
のかかりについて若干述べておくと、例えば【史料三】の「一族
条約」の制定にあたって、明治九年十月十九日に旧出雲広瀬藩主松
平家の松平篤郎に対して「御一族并御令扶御集議之上、御一族御条
約々条御決議相成候事」が伝えられている。「宗族条約」の制定に

家令や家扶がかかわっていたのである。また同年十二月二十日に津
山松平家の松平康倫邸において「御一族御令扶」の集会があり、第
十五国立銀行の設立にあたって禄券を会館へ差し出すことの問題点
について話し合いがなされ、翌日に特に問題がないことが「御一族
御令扶集会」で決定している。¹³⁾

これらの事実は「越前家」（「第二十六類」）各家の当主など華族
たちとそれぞれの家の家令や家扶の合議によって宗族としての決定
が下されることがあったことをうかがわせる。

越前松平家の決定に該家の家令や家扶がかかわっていたとしても
何ら不思議ではない。しかし、越前松平家を外部から規制する宗族
（「越前家」）の決定に、例えば前橋松平家の家令や家扶などその他
の家の家令や家扶がかかわっていたとすれば、一考する価値は十分
にあるように思われる。

こうした「越前家」に基づく宗族（「第二十六類」）での家令や家
扶のかかり方については、家範の問題と並んで当時の越前松平家
の実態を知る上で重要であろう。この点も今後の課題として付記し
ておきたい。

むすびにかえて

以上、小論では越前松平家の家と「一族」にかかわる史料三点を
紹介した。ここで取り上げた史料から越前松平家の特徴について改
めて言及しておく、まず「松平家範」から明らかかなようにこの家

が皇室への忠勤とともに徳川家への忠誠をも重視していたことである。徳川慶喜家の家範を除き後者について明記した家範は現在のところ「松平家範」に限られる。

また慶永の権威がすこぶる高いこともこの家の特徴としてあげられる。戸主ではない者がそれ以上の権威を帯び、戸主や子孫に対して家範を下すということが他家でも見られたのであろうか。これについてもさらに調査する必要がある。

そして越前松平家が強い結束が見られた「越前家」の一員だということである。これについてはすでに筆者が明らかにしていることであるが、今回、これまで見つかっていなかったこの宗族（「第二十六類」の「宗族条約」（この宗族では「一族条約」と呼称）を取り上げた。その実体は「越前家」であるこの宗族と同じように結束を固めていた宗族が他にどれだけあったのであろうか。また今回取りあげた史料からうかがわれるような家令や家扶のかかわり方には他に類例を求めることができるのであろうか。

こうした点は当時の越前松平家はもちろん、華族全体を明らかにする上でも重要になってくるように思われるため、今後さらに追究していきたいと考えている。

註

- (1) 国立公文書館所蔵「華族家記 松平茂昭」三〇。
 (2) 宮内庁編『明治天皇紀』第二(吉川弘文館、一九六九年)五六五～五六六頁。
 (3) 宮内庁編『明治天皇紀』第三(吉川弘文館、一九六九年)五〇七～五〇八頁。

(4) 越前松平家の「家譜」については長野栄俊「越前松平家の家史編纂について―『家譜』『世譜』の史料解題―」(『越前松平家家譜慶永5』、福井県文書館、二〇一一年)を参照。

(5) 「松平試農場記録」(福井県立図書館寄託「松平文庫」、分類番号一六三八、仮一〇一五)。

(6) 「第三二号 公爵徳川家々範 認許出願人徳川慶喜」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三一八五四)。

(7) 「家範」(「八木健次家文書」写真版、群馬県立文書館所蔵、請求番号P〇九七〇二―一三八四)。

(8) 「家範」(公益財団法人宇和島伊達文化保存会所蔵、請求番号戊一三―〇一九―〇四)。

(9) 森岡清美「華族社会の「家」戦略」(吉川弘文館、二〇〇一年)二〇五頁。

(10) 「華族類別録」(霞会館編『華族会館史』、鹿島研究所出版、一九六六年)。

(11) 「部長局―宗族」が必ずしも従来の「一族」や「一門」を踏襲していたわけではないことは拙著『明治国家形成と華族』(吉川弘文館、二〇一五年)第四章参照。

(12) 同右。

(13) 「御一族一件留」(福井県立図書館寄託「松平文庫」、分類番号五九六、仮七二八)。

謝辞

本稿作成にあたっては、印牧信明氏(福井市立郷土歴史博物館)と長野栄俊氏(福井県立図書館)に史料の閲覧などでお世話になりました。記して御礼を申し上げます。